

# 9月からの保育料の改定・副食費徴収免除の判定について

枚方市 保育幼稚園入園課

毎月の保育料（利用者負担額。0～2歳児クラス）につきまして、4月～8月分の保育料は前年度分の市町村民税の所得割額、9月～翌年3月分の保育料は当該年度分の市町村民税の所得割額に基づき算定しています。副食費徴収免除（3～5歳児クラス）につきまして、保育料と同様に判定を行います。

令和4年度分の市町村民税に基づき、9月以降の保育料の改定・副食費徴収免除の判定を行い、8月中にお知らせする予定ですので、よろしくお願いいたします。

## 【令和4年度以降の保育料（利用者負担額）の改定・副食費徴収免除の判定時期について】

令和4年度保育料	令和5年度保育料	
4月分～8月分	9月分～翌年3月分	4月分～8月分
令和3年度 市町村民税額による算定・判定 (税額決定は令和3年6月)	令和4年度 市町村民税額による算定・判定 (税額決定は令和4年6月)	

### 市民税額 毎年確認

税の申告がお済みでない方へ

保育料や副食費免除の算定に必要な方の市民税額が確認できない場合は、「仮決定」として通知します。「仮決定」の場合、原則として利用者負担額（保育料）が最高階層となり、「副食費の徴収免除」の取り扱いができません（一定期間内に市民税額が確認できれば再算定し、差額を返還します）。

収入がなく、非課税の場合であっても、保育料や副食費免除の算定のために、税の申告が必要です。令和4年度市町村民税の申告が済んでいない場合は、速やかにお手続きください。

<お問い合わせ先>

枚方市役所 子ども未来部

保育幼稚園入園課

電話 072-841-1472（直通）

FAX 072-841-4319

平日お忙しい方に



# 夏季・日曜特別相談

## 保育所(園)等の利用・保育料納付



平日に来庁できない方を対象に、保育所(園)等の利用相談・保育料の納付相談の窓口を開設します。この機会にぜひご来庁ください。



### \* 受付内容

- ・ 保育所(園)等の利用相談および申込受付
- ・ 保育料の納付相談

\* 開設日 令和4年8月28日(日)

\* 受付時間 午前10時 ~ 午後3時まで

\* 場所 枚方市役所 別館5階 保育幼稚園入園課  
(京阪枚方市駅下車 徒歩3分)



### お問い合わせ

枚方市 子ども未来部 子育て支援室 保育幼稚園入園課

電話 072-841-1472(直通)

FAX 072-841-4319